

平成24年第15回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年12月19日（水曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	尾崎 信夫 君	17番	東口 正美 君
----	---------	-----	---------

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君
主事	吉川 和宏 君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- (2) (仮称) 東大和市議会基本条例の調査検討

午前 9時32分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第15回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

本日は、4、議会運営にかかわる諸経費のウ、諸経費にかかる予算の確保から議論を行います。

前回1巡目の議論のときには、市長の諮問機関である審議会等の委員に議員が就任することは差し控えるべきとの御意見がございましたが、会派から選出されている現状もあり、会派の意見を踏まえ協議を継続というところで引き続き調査検討ということになっております。

それぞれこの間、会派等での御意見を拝聴されているかと思しますので、引き続き市長の諮問機関への議員の参加の是非について御意見がある方は御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） おはようございます。よろしくお願いします。

それで、委員会で資料要求した26市における諮問機関の委員への議員の就任状況ってというのがあるんですけども、これらをもとにしながら、私としては執行機関である市と議決機関である議会とのかかわりで、市長の諮問機関に議員が参加していくという問題については、差し控えるべきではないかという意見を述べてきました。

しかし、その後、総合計画審議会等の経験も踏まえて、市長の諮問機関と言えども、議員がそういう場に出て積極的に意見を述べていくということを必ずしも否定すべきではないというふうに会派としては考えるに至っています。

ただし、この資料の中で三鷹市の欄、これは資料の5ページですけれども、議員の就任の見直しと同時に、平成21年度には消防委員会、環境保全審議会、商工振興対策審議会、個人情報保護委員会、まちづくり推進委員会について、議員の委員報酬を無報酬にしたというふうに書かれています。

それから、6ページの東久留米市では、現在法で規定されている審議会、3つ——民生委員推薦会と都市計画審議会と青少年問題協議会のみ委員を選出しているわけですけれども、これについても議員の報酬については無報酬にするということになっていまして、私、この2つの市の条例を見ましたけれども、三鷹市の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の中では、今のところに該当するところで前項の規定にかかわらず三鷹市議会議員が第2条第38号、45号、56号、66号または71号の職員のいずれかに該当するときは当該職員として受けるべき報酬は支給しないということで条例で支給しないということを定めてまして、東久留米市では、東久留米市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例というのがありまして、この中で第3条がこういうふうに、重複報酬の禁止というふうにわざわざ銘打っていまして、第3条で議会の議員が次の各号のいずれかに該当する特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないということで、（1）都市計画審議会委員、（2）青少年問題協議会委員、（3）民生委員推薦会委員ということで、議員が審議会の委員になった場合に重複報酬を禁止するという措置がとられています。これらの状況も見たときに、議員が審議会の委員になるということは否定しないものの、その場合に、報酬については支給しないという規定を設けるべきだというのが会派としての意見です。

御異議なければ、それで一致できればと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 申しわけないんですけども、やっぱり議員としてのいろんな仕事がある中で、そこにいろんな役目を持って出ただけで、私も出たほうがいいという話で話しておりますが、報酬ですけども、そこまで切り込まなくてもいいんじゃないかなって、僕は思うんですね。要は、そうすると、今度議員は出さなくてもいいですよと、今度、いろんな町の、市民の方々がいろいろ出ているんですけども、市民の中でもこの人はどうする、あの人はどうするという話に広がっちゃうと、ちょっとおかしくなる。議員と議員以外っていう形だけで分けちゃって、議員だけは出さない、議員以外の方は全部出すという話になると、ちょっと僕は筋が違うというふうな気がしています。

だから、今はそういう色分けはしないで当然出たかなきゃいけないので、そこで報酬だけは色分けするっていう話がちょっといまいち承諾しがたいなっていう気持ちがちょっとあるんですけども。

○委員（尾崎利一君） 私が挙げた2市の事例を見ると、議員以外についてどうこうということは規定されていなくて、議員の報酬について重複報酬を行わないという規定になっています。例えば東大和市においても、東京都の職員などが審議会委員になった場合に、それを返還するっていうんですが、受け取らないということと事実上払われてないという状況があると思うんですね。

ただ、市議会議員の場合は、それを受け取らないということになると、これは寄附行為に当たるっていうことで、そういう措置もとれないという状況ですので、やはり議員については明文で支給しないというふうにする必要があるというのが私の意見です。

○委員（中村庄一郎君） ちょっとお聞きしたいんですけども、尾崎委員にお聞きしたいんですけども、受け取らないという、そういう支給しないという根拠、もう少しはっきりさせないと、議員だからっていうのは、どういういかなるものかということですね。別に私は今の意見やぶさかではないと思っているんですけども、そういう根拠というところの部分というのは、もう少し明確にしていかないと。例えば東京都の職員だっているのは、あくまで職員ですよ。我々は特別職っていうか、そういう部分でもあるので、そういう部分では、立場もみんな全然違うわけですよ。だから、そういうところのやっぱり、こういうふうに改正するときは、きちとした根拠、裏づけがあるちゃんと根拠を出していただかないと、どうなのかなと思いますので、なぜ議員は受け取らないようにするのか、それに対する根拠を述べていただきたいと思います。

○委員（尾崎利一君） 議員は、やはり市政にかかわる議決機関に所属をし、特別職として役割を果たしていると、市長の諮問機関の委員も、やはり特別職の職員ということになってるわけですから、重複で報酬を受け取るっていう理由はないんじゃないかというのが、私の提案している理由です。

○委員（御殿谷一彦君） ちょっと済みません、私の勉強不足のところがあって、さっきの東京都の職員の話がちょっとあったんですけども、これ、もしわかりましたら、なぜ東京都職員は報酬を返還というんですか、返還ということは、市のほうで一たん保留するような形になってしまうのか、その辺も含めて、東京都の職員だとそうなっているという根拠と、事務的にどういう処理をしているのかというのを、ちょっと知りたいなと思っているんですけども。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午前 9時43分 休憩

午前 9時52分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会議務局長（石川和男君） 時間をとらせていただいて申しわけございません。

今調べた範囲では、東京都の職員が東大和市のそういう委員になられた場合に、東京都の場合に派遣されている場合は、有給の職員ということで職免扱いで出されておりますので、そういう対応については受け取らないようにというふうなことが根拠でございます。それと東大和市の非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の中で、今前段の話の中で、そういう報酬の支給を受けないで、当該職務を遂行する等の特別な事情があるときは、当該移動に必要な費用として、交通費に相当する額を支給するというので、その辺の部分、先ほど交通費のお話が出てたかと思いますが、そのような報酬等に関する条例の中では、そのように規定されてございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 今お言葉の中に有給扱いになるからってという話がありましたけれども、その理解でよろしいんですか。

○議会議務局長（石川和男君） 言葉で言いますと、そういうふうになりますけれども、給料を受けているということで休みでございませんで、有給——給料ということで、そういうことでの有給でございます。その中の職務免除と、そういうことになります。

失礼いたしました。本来の職務ではなくて、有給を受けながら、職務を免除されてほかの職につくと、そういうことで取り扱いをさせていただきます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 職員の扱いのところをかんがみるに、要は、一連の自分の都の職員としての仕事の中の一環としてっていうか、当然、上司にちゃんと私はここに行って何かをしますっていうことを認められて、その上で自分は無断欠勤、無断に席を外すということではなくて、ちゃんと行ってきますという形で来るんだと思うんですね。だから、そういう形になってくるというふうに、そこは理解できます、私としても。

ただ、それと議員というか、議員さんたちが審議会に出るという話とは、ちょっと違うんじゃないかと、要は、私たちの場合は極端な話、特に地方議員さんの場合は、何というか、職業を持ちながらも地方議員ができるって話になっちゃってますので、その中でのあくまでも審議会の出席という形になると、ちょっと都の職員さんがそういうふうに審議会に参加したときの報酬を受け取らないというのと、議員さんが審議会に参加したときに報酬を受け取らないって話とは、ちょっと色合いが違う。だから、都の職員がこうしているからって話には、ちょっとならないっていうふうに私は思うんですけども、どうでしょう。

○委員（床鍋義博君） 私も今の御殿谷委員の意見と同じような感じを持ってまして、どういうことかと言いますと、例えば我々議員が議会の中でさまざまな委員会に属しています。例えば建設環境委員会だったり、厚生文教委員会だったり、その中での委員になったときに関しては、別段報酬が発生しないことは議員の職としては当たり前のことなんで当然だというふうに思ってます。

今回のこの件に関しては、市の諮問機関ですから議会活動ではないわけですよね。そういったところから要請が来るとか、一応慣例になっているのかわからないんですけども、一応市長の諮問機関、市の諮問機関ってことで出ていくということは、やっぱり議会の中の部分とは別のものだっていうふうに思っております。

ですから、そのことに関して報酬が発生するのは当然かなと思うんですけども、そこでもし報酬という

ことですごくひっかかるのであるならば、東大和市で議員として行っているという状態にしなければおかしかなど。今現在学識経験者とか、そういった枠で行っていると思うんで、そういうところで行っているのであれば、一般の市民と同じ扱いで、同じでなければつじつまが合わないですし、そこで報酬をなくすのであれば、ここは議員として参加するっていうことの条例なりの改正をしないと合わないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） まさに今床鍋委員が言われたような、私もことであるかなと思います。

それと、要するになぜっていうことになっちゃうんだけど、結局、市長が諮問機関、市長の諮問機関でありますから市長が任命するわけですよ。これは目的とか、成果とかという部分のところをかんがみて考えるには、やはりいろんな方の意見を聞きたいというのが、やっぱり市長の一つでもありますでしょうし、そのための諮問機関で市長が指名をしてくるわけだと思うんですね。

その中で、先ほど尾崎委員にどういう根拠でっていうことで聞きましたけれども、やはりその中では、やはり特別職としてというふうな形ではなく、要するに、諮問されて諮問機関の中の一員として任命されるという部分ですからやっぱり議員の立場というのとは、やっぱり一つ一線を置く部分というのが出てくるんだと思うんですね。だから、そういう中では、やはり先ほどの報酬自体のことに触れている先ほどのお話の内容とはちょっと違うのかなというふうに思うわけです。

ですから、報酬の件は報酬の件で、私はこのまま現状のことでよろしいのかなと、あと諮問機関のほうの形も、市長のほうで任命してくる話ですので、我々がいかんということでもないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私が議員が諮問機関の委員という特別職になった場合に報酬を受け取らないと、支給しないと、重複報酬を禁止すべきだということで主張しているのは、別に東京都の職員と同じ立場だからっていうことではなくて、東京都の職員の例も出しましたけれども、やはり市民の目から見ても、市議会議員として報酬をきちっと支給をされていると、その議員が審議会の委員になったときに、そこでも報酬をもらうと、市民がいろんな生活の中で、そのために時間を割いて報酬をもらうというのとは、やはり違うんじゃないかという感覚があるのは、私は当然だというふうに考えてますし、その点で、特別職の職、審議会委員を兼ねるという場合に、重複報酬は禁止をすると、東久留米等の規定に学んで東大和でもそのようにすべきだというのが、私の主張で、東京都の職員と同じ立場だと言ってるわけではありません。

○委員（中村庄一郎君） 今の意見に対して、実は今の意見は非常に根幹をなすところが一つございます。

市民の目から見てというお話がございました。市民の目から見たら議員というのはどういうふうにするべきかと、こういうことになります。そうすると、この問題に限らずいろんな問題出てきますよ。

実際に報酬というものは、この仕事をしたことよっての対価でありますから、ですからその時間を割いてそこに行けば、当然報酬は発生しても、これはその仕事に対しての対価ですから。そうですね。それに対して、市民の目があるからということに対しては、市民はどういう目で見られているのか、どういう形で考えるのかということをちゃんと説明していただかないと、市民の目ということに対して、しっかりと説明がつかない限りは、その市民の目ということ自体のことははっきりさせてもらわないと、議員としてのこれからの活動も含めて根幹にかかわることになってきますよ。

○委員（関田正民君） よそはよそで、私は、さっき床鍋さんが言うように学識経験者として出てるわけですよ。議員は議員としてやっている。いわゆる一般市民がもらわないで議員だけがもらっているならおかしなことであって、そうじゃなくて、みんな出て、ものはもらっているわけですから言葉悪いんだけど、やっぱりそういうことだから、ごく自然にいいんじゃないですか、今の現状で。私はそう思いますよ。

だったら、すべての議員報酬以外の、役職手当から何からすべて絡んできますよ。派遣のほうも、そう言い始めたら、それはその市その市のやり方があるわけですからどっちも間違っていないと思うんですよ。私はあえて変える必要はないと。

○委員長（中間建二君） ほかに御意見は、よろしいですか。

○委員（和地仁美君） 一通り自分と同じ意見が出てるので、あえて発言する必要はないかなと思っていたんで、オーダーがありましたので、私は基本的には床鍋さんの意見と一緒にです。極論、議員だから報酬をもらわないっていう言い方をするんじゃないかと、市長のいわゆる要請により諮問機関に出るときに、学識経験者ってところで議員を選ばなくてもいいと思うんですよ、そういう言い方をすれば。

でも、市長のほうからの議員を学識経験者として出席してほしいっていう形で出ていっているわけですからそれは大学教授というのも同じことだと思うんですよ。市議会議員という職業をもって、そこが学識経験者としてという形で参加をしているという形なので、逆に重複報酬っていっているところの、それはそうなんですけど、重複報酬といっている市の場合は、そこはどういう立場で議員の人が諮問機関に入っているのかっていうことまでは明記されてないと思うんですよ。（尾崎利一委員「法的に」と呼ぶ）普通の委員としてなのか、学識経験者っていう形で任命されているのかということは今触れられてなかったと思うんですけども、いろいろ言いましたけども、私は最終的というか、総論としては、先ほど床鍋さんのおっしゃった意見っていうのが、賛成というか、同意見だと思っていますので、ちょっと尾崎さんの意見とは違うかなというところです。

○委員（関野杜成君） だれの意見がというと唯一だと床鍋さんかなと私は思うんですけども、言われたように、やっぱり学識経験者というところがあるんですが、ただ先ほど重複というようなお話がありましたけれど、そうすると、ある意味、ルールだったり、条例だったり、法律っていうものがあるので、その中でもしそれをなくすというのであれば、ここは学識経験者じゃなくて、先ほど言った議員という出席という形にするのであれば、それは可能なかなというふうには思っております。

ただ、資料でいただいたこれを見ると、東大和って諮問機関多いんだっていうのは正直思いました。委員に就任している諮問機関の数というところで一応出ている中では東大和がトップ13個、その次が国立の11個、その次があきる野、三鷹、八王子の10個、武蔵野も12個ありますね。

というところで考えると、この諮問機関自体が、これはどういう経緯でここまで多くなってきたのかというのも見るのも一つなのかなと。これは、ここから先は私の憶測の話ではあるんですけども、市から諮問機関として議員に学識経験者としてお願いしますという経緯があったのか、それとも議会からこういったものにちょっと見に行きたいから入りたいと、そのかわり市のほうからそういうふうに出してくれという流れがあったのか、そういうところからすると、この諮問機関自体を見直すっていうのも、ある意味一つなのかなというふうには考えますが、ただこの表っていうのは、あくまでも東大和市の諮問機関に照らし合わせてのマル・バツなので、実際ほかの市はこれ以外の諮問機関があるのかどうかということも、ちょっとこのいただいた資料では見れないんですが、一応この数で見ればいいということなのかなというふうには思うんです

けど。数は数で合っているということですか。

であれば、やっぱりそういった部分で、もし尾崎委員が言うように、諮問機関のほうでも報酬はもらうべきじゃないということであれば、そのちょっと先ほど言ったルールを変えていかないといけないかなと、先ほどのダブルでというのは、あれはちょっと余りにも、何というのか、全体のルール上からすると、ちょっとうっというところのやり方が案外よくないのかなというふうには思いますので、私の中では、それをするのであれば、そこを変えるべきでもありますし、また逆に学識経験者として行った、ここに参加した経緯っていうのも、もう少ししっかり見た上で話し合ったほうがいいのかというふうには思います。

報酬と諮問機関への派遣についての2点をお話しさせていただきました。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今和地委員と関野委員からお話がありましたけど、重複報酬の禁止っていうことで東久留米で規定されてるのは、法で、議員が根拠法令があって、議員が就任するっていう規定がある諮問機関について重複報酬の禁止っていう文言が出されているので、確かにこれについては議員として行くっていうふうになっているものについての重複禁止、三鷹のほうは重複禁止というふうには書かれていなくて、これはその他のいろんな審議会の委員についての報酬ですけども、当該職員として受けるべき報酬は支給しないとなってるだけで、重複報酬の禁止というようなきつい言葉は使われていません。

○委員長（中間建二君） 今一通り皆さんから御意見、御発言をいただきましたが、今のところ尾崎利一議員の御意見に対して一致をるところまではいかないような状況でございますが、そのほかに何か御意見ございますでしょうか。

おおむね一致をしないようであれば議論は当然行ったわけですが、結論としては出せないということで、報告書の中で今御意見いただいた意見については当然取りまとめさせていただきますけれども、結論としては一致しなかったということでの取りまとめにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（関野杜成君） ここに出てる内容に対しての結論は不一致だったというところではあるんですけども、ある意味、先ほど私が指摘させていただいた諮問機関の量というんですかね、そういった部分と、あとこれ自体がどういう経緯だったのかっていうのも、ちょっと知りたいんですけども、それに関しても、逆にそんなのやる必要ないよっていう不一致になってしまうのか、私はそれをやったほうがいいのかと、ちょっと思ったんですけども。

○委員（関田正民君） これは、やる必要ないんじゃないですか。あくまでも市長が決めることであって、我々が多い、少ない、内容どうこう口出すことじゃないと私は思います。

○委員（和地仁美君） 私、結論から言うと、今ここで取り扱うべきではないかなと思っているんですけども、数で見ると、パッと数でアツとなっちゃうと思うんですけど、本質的には、その諮問機関が本当に有効に機能しているかどうかっていうのをそれを立ち上げた市長が判断することであって、これは諮問機関だけど、余り有効じゃないなって言えば閉じればいいわけであって、それに加えて、議員が学識経験者として参加して、とても有効だなって感じているから、今はその席があるんだということが本質的なところになってくる。そのとおりに市長は考えているかわかりませんが、物事の本質的なところはそこだと思うので、今ここで、この諮問機関は必要か必要じゃないかということは、それを立ち上げている市長側が判

断すべきであって、そこに私たちが行って機能するかどうか、自分たちで判断するのではなく、向こうのオーダーを受けているってということだと思うので、今回の議会のあり方っていうところでは扱うことではないのかなと思います。

○議長（尾崎信夫君） 先ほどの関野委員の話ですけれども、そもそも市長のほうで、こういう審議会をつくりますと、つきましては議会から何名出てほしいという依頼があつて議会として受けて今までできていますから、途中経過の中では、減らしたところの委員会もあります。26から22になった時事前に減らしておりますから、その中でも審査して減らしたりしてきてます。そういう流れがあるということだけは御理解いただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） 皆さん同じこと言われたのかなと、3名ともと思いますので、了解、わかりました。

○委員長（中間建二君） それでは、今御議論いただきました、ウの諸経費にかかる予算の確保、市長の諮問機関への議員の参加の是非については意見が一致をしなかったということで取りまとめをさせていただきたいと思います。

○委員長（中間建二君） 引き続きまして、前回お配りをしております2巡目のたたき台のナンバー3、5の政策立案機能の強化のところへ入りたいと思います。

1巡目の議論のところでは、5の政策立案機能の強化のアですけれども、議員間の討議による政策立案の方法につきましては、議員間の自由な議論を通して合意形成を図り、政策を立案していく方向性を前提に現状の常任委員会等もしくは新たな議論の場を設けるかを検討することで合意を見ております。

具体的な方法については、引き続き調査検討を重ねるということで取りまとめてさせていただきます。

そこで、たたき台として正副委員長からの御提案として黒丸が4点ございますので読み上げさせていただきます。

常任委員会における議論が、請願・陳情の審査のみに偏ることなく、議会の側で課題を設定し、積極的な議論を重ねる必要があるのではないかと。

常任委員会において1年ごとに市政の中長期的な課題を設定し、議論を重ね、最終的に市側へ政策提言を行うことを目標に、常任委員会の活性化を図る。

市に対する質疑を行う場合と議員同士の議論を深める場合とで、委員会の運営を明確に立て分けて議論を行う。

行政視察の成果や所感等についても委員会の中で意見を表明し、議論を行うとともに、市に対しても提言を行っていくということで、たたき台として示させていただきました。

この点につきまして、引き続き御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） この問題については、現状の常任委員会なのか、新たな議論の場を設けるのかということでは、常任委員会の機能を強化していくという方向性での提案だというふうに受けとめていますが、私としても、やはり現状常任委員会があるわけですからここを機能を強化して活性化していくという方向で進めていくべきだというふうに考えます。

○委員（床鍋義博君） 私も前に立案強化のときに、最初にこれテーマとして私も多分提出させていただいたと思うんですけれども、その際は、このあり方委員会のような特別委員会みたいなものがたくさんできるようなことを想像していたんですけれども、実際話してみると、大体、いろんな所管とかに、今3つの常任委

委員会がありますけれども、そこに振り分けをして、現在の常任委員会を活性化させるという方向で機能すれば、すごくそれはいいと思います。

それから、外れたような問題、これはどこの委員会にも属さないような問題があったときに関して特別委員会なりを設置して、その中で委員を選任してやる方向でいいのかなというふうに思っておりますし、今たき台で4つ示された案に関しては、すべて賛成をします。

以上です。

○委員（関野杜成君） 今の意見に同じです。

○委員（御殿谷一彦君） 私も進めていきたいなと思っております。

たしか民主会派の方も今回行かれたと思うんですけども、松山でことし議長のフォーラムがあったんですけども、そこでいろんな講師の方がおっしゃっていた中に、要は、議員同士が議論する場が今の地方議員にはないと、ほとんど国会のミニ版みたいな形だけになっちゃって、言いたいことだけ言っておしまいになっているみたいな話になっちゃっているっていうのでおかしいのではないかと、もっと設けるべきではないかっていうお話もありました。そういう意味でも、やはりこういう委員会の中で議員同士が本当に議論していく、その中で少しずつ議論を重ねながらいい方向に収束していく、高めていくという形をもっととったほうがいいんじゃないかなっていうふうに思っております。そういう意味でも賛成です。

それから、もう一つこの中にも書かれておりますけれども、行政視察も極力というか、委員会の範疇の行政視察を極力やっておられるわけですけども、例えば年度の初めとか、初めのときに、要は、総務委員会なら総務委員会として、今回は例えば財政の何々についてやりたいということであれば、それについて皆さんで議論を深めていく、ただ単に陳情が出た、審議があるという話だけじゃなくて、そういう中で課題を決めて深めていく。課題を深めていく中で、この行政視察にも行ってみようということ、そこで行政視察もリンクしてくるというような、そういうふうにしていくのがいいのではないかと思います。

そういう意味で、これに書かれていることですけども、課題を設けるとか、それから行政視察をその中に組み込んでいくとかっていうことで、委員会として一つの成果を出していくという流れが何かあればいいかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） ほかにございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） ここに書かれている4点は、基本的に何かをいじらないとできないということではないんだろうと思うんですけども、3点目が委員会の運営の立て分けっていうので、前にあった質疑と討論の間に明確な形で設けていくのかどうかっていう問題が、それが会議規則なのか、委員会条例なのか、そこら辺の改正にというふうになっていくのかどうか、ちょっとそこら辺は確認する必要があると思いますけれども、これは、その他の点については、現状の制度の中でできるということなわけですけども、逆に言うと、ここでこういう議論をしても常任委員会において、これがそのまま反映されて運営されるかどうかっていうのは、ある意味で保障がないといえますか、そういう意味では、何かこういうことをやる上での仕組みのようなものが、規定のようなものがどこかに何らかの形で設けられる必要があるのか、ないのかというあたりちょっと皆さんの御意見も伺いたいな、正副委員長の案ですので、そこら辺の正副委員長の御意見も含めて、ちょっと伺いたいなと思っております。

○委員長（中間建二君） 今一つは委員会の運営の中で黒丸の3点目の市に対する質疑と議員同士の議論を深める場合とでの立て分けということで書いてございますが、これはほかのところでも議論したときの委員会の

運営の中で、確認というか、結論、取りまとめた内容としては、今の委員会運営では、一つの議題に対して質疑を行い、質疑が終われば、討論、採決ということですが、この討論、採決、質疑が終わった後に、討論、採決に入る前に、自由討議という形で討議の場を設けると。討議というのは、議員間での議論、意見交換だということを確認をさせていただきます。それについては、本来的には会議規則にももちろん明記したほうがより望ましいわけですが、ただ委員会の運営、発言は、基本的には自由にできるということで書いてございますので、そういった意味では、運営の中で立て分けをすれば、委員長として立て分けをしながら運営をすれば、書き込まなくても今でもできるので、まずは試行的にやってみるということで意見が取りまとまったというふうに理解しております。

その上で、ここに書いてある4点について、何らかの明文化するかどうかということについては、正副委員長でそこまで話し合せて御提案しているところではございませんので、今後議会基本条例というものに発展していくということであれば、当然その中で書いていくということもあろうかと思えますし、またほかの方法で明記するということもあろうかと思えますし、いわゆる代表者会議等の、また議会運営委員会等の申し合わせというような形での規定ということも十分考えられるのかなというふうには理解しております。

○委員（中村庄一郎君） まさに委員長の言われたとおりなんですけれども、私もあえて4つこういうふうな項目したということ自体は、別にこういう細かい内容についてじゃなくて、私はやっぱりここで常任委員会自体の強化をしていくことが、僕はこの議会自体がレベルアップしていく一つのステップになるのかなというふうに思っております。

というのは、今回の選挙で新人の方もたくさんいらっしゃる部分の中で、やっぱり各会派でのいろんな考え方、それは一つだと思うんです。だけど、次にまとまっているのが、いろんな会派がまとまって、いろいろ議会として進めていくのが、僕は常任委員会かなというふうに思うわけですね。

やっぱり常任委員会の中のいろんな論議とか、そういうのを通して、もっと活性化して、もっとディベートでも何でもお互いにどんどんしながら、やっぱりあるものをまずは出すと、出す中で、実は今回、私の中では数年前からそういうことを考えておまして、今回、常任委員会の視察、3常任委員長で決めた常任委員会の視察にも行政側も入ってもらいたいというのは、まさにここにあったんですよ。

というのは、やはり常任委員会の強化という意味では、そういうことをどんどん活性化していかなくちゃいけないのかなと、まずは議会の中の一つの核となるのが、そこなのかなというふうには思っていました。それには先ほどからちょっといろんな意見があって、前の段階でもいろんな意見があった。市民が見る目、目線というのはどうなのかなというところなんかも、よくそういうのもいろいろ検討してみると、やはり常任委員会が強化して、その専門的な見地で、いろんなことを表にどんどん出していくと、議会としては、このことに関しては、慎重にみんながそれぞれ討議しながら、こういうものを出していく、ああいうものを出していく、皆さんのも受け入れる。それには、とことん論議を交わした上でということをやったり出すべきかなというふうに思っています。

どんな組織——皆さん当然組織のいろんなことはわかっていると思いますけれども、やっぱり核になるところがあって、そのところをどうやって表に出すかによって、その中の組織の形態が大分変わってくるんじゃないかなというふうに思うわけなんですよね。

それも含めて、やはりここで、またなかなか今まで委員会の中で一つの案件について、お互いに論議したり、討議したりというのは少ないと思うんですね。要するに、陳情に対して、さあどうだった、こうだった

ということと言っても、余りそういう研究をされたこともなかったし、そういうこともなかったので、ぜひ、また陳情やいろんな請願だとか、いろんなそういう案件に対しては、各党派でいろいろそれは内々の面では、いろんな面でのやりとりもいろいろあったと思います。だけど、実際に議員としての個人のいろんなそういう部分のあれが実際にこういう場に出てきたかというとな少ないと思うんですね。そういうのはどんどん出してもらって、やっぱり一つの案件に対しては、こういう問題もあったんだということを表に出して、やっぱりそういうのをやっていく必要があるのかなと思いますので、この4つの項目は、細かい内容については、また改めていろいろ実行していくというふうなもとの、また改めて決めていただいてもいいと思いますし、それと、あと尾崎委員が言われた委員会におろしたときにどうなのかなというふうになるとは思いますけれども、実際にこういうことを決めてったときに、逆に言うと、じゃ、ここの委員会の委員長っていうのはだれが適任なのかとか、じゃ、この委員会の委員長の裁量のもとでどんなふう展開していくのかというの、僕は一つのやっぱりこういうことをやっていく一つの題材になってくるのかなというふうに思います。

そういう意味では、発展性を求めた中での一つの考え方だというふうに考えております。

○委員長（中間建二君） では、よろしいでしょうか。

正副委員長のたたき台に皆さんのほうで御賛同をいただいたというふうに理解しております。

そういう中で、この4つの項目に対して特につけ加える、最終報告の取りまとめの中で特につけ加えることはございますでしょうか。この4つのポイントを政策立案機能の強化、議員間の討議による政策立案の方法の中で取り入れていくということで、取りまとめるということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、そのように取りまとめをさせていただきたいと思います。

この項目については以上で終了させていただきます。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、6の市民と議会の関わり方の中のア、市民と議会が対話できる場の設置に入りたいと思いますが、この点につきましては、11月に特別委員会といたしまして、所沢市議会、また多摩市議会の議会報告会の視察も行わせていただいたところでございます。この議会報告会の市民と議会が対話できる場の設置のところにつきましては、1巡目の議論のところで議会報告会のようなものを実施していく方向性を確認したが、具体的な実施方法等については、議会全体の合意も必要であり協議を継続するというので、第一歩として当委員会の中間報告が取りまとまった段階で委員会としての報告会を開催することを決定をし、報告会も行われたところでございます。引き続き、調査検討ということで取りまとめをさせていただきました。

正副委員長のたたき台の案といたしましては、黒丸3点でございますけれども、1つ目として、年2回、3月と9月の定例会について、翌月に議会報告会を開催する。

2点目、会場は、1会場とし、22名の議員を11名ずつのグループに分けて、半分が説明員、半分が運営役員を担当し、交互に役割を担う。

3点目、その他、小単位での市民との意見交換会などについても検討を重ねるということで、たたき台を示

させていただきました。

昨年は、所沢市議会の議会報告会の視察、また11月には所沢、また多摩市の議会報告会の視察も行っておりますので、その視察の感想等も踏まえまして、御意見等を御発言いただければと思います。よろしくお願いたします。

○委員（床鍋義博君） まず、たたき台の第1点の3月と9月の定例会については、翌月に議会報告会を開催すると。目指すところは、定例会4回ありますので、その後にやったほうがいいというふうには考えておりますが、第1回目で一応中間報告会をこの委員会ですべていただいた準備段階のこと等も含めて、最初の段階、何年かはもちろんすぐスキルがだんだん上がってきて、すぐできればいいんですけども、まだ最初の段階では3月、9月の年2回でいいのかなというふうには今は思っております。運営に関しても、やはりこの22名を11名ずつ分けるというのも、これがフルフルでなくてもいいんですけども、やっぱり運営側の委員と答弁する側の委員というのは、ある程度分けてやったほうがいいかな、現実にもやってみていいかなというふうにも、これも思います。これも賛成です。

最後の小単位での市民との意見交換会については、この小単位っていうのは、これはどういうふうに分けるのかというんですけども、私としてはこれは委員会単位であったほうがいいかなと。そうすると、先ほどの委員会の機能の強化というところへもつながりますし、実際に小単位というのは、すぐくくるのは難しいと思いますので、できればもし文言として入れる場合には、小単位（委員会等）とかというふうに入れていただけるといいかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 先ほど、委員長のほうから正副という話ですけども、実際には私の意見としては、定例会の報告会をするのはやぶさかではないという考え方、3月と9月とかというふうにするのではなく、やってみるといふ部分では、まあいいのかなというところでもあります。

それと、2番目の会場の1会場とし、22名とかっていう数字が幾つか羅列されてますけども、会場や議員の人数は、また別途検討すると、その都度検討するというふうな考えでございます。ですから、既にもうこのあり方委員会で中間報告的なこともされましたので、一つには1回は試してみる必要があるのかなというふうな考えの中で、この2つの取り上げについては、私の考えとしては、そういうところでもあります。

○委員（関野杜成君） 今アの市民と議会が対話できる場の設置ということでのいいですね。今2名の方が言われたような形で、私もこれでいいのかなと。ただ、やっぱりすぐに今までやっていなかったことができるかっていうと、そういった部分では時間はかかると思いますので、まずは3月と9月という形、ただ目標値がないと、いつまでもずっと3月、9月という形になってしまうかなとは思っていますので、何年後ぐらいには各議会ごとにとというような形で、目標値をつくったほうがいいのかなと。単純に、4回ぐらいやれば、ある程度流れがわかるのかなとは思っていますので、2年後には全定例会後という形がとればなど、これは提案というか、形ですので、皆さんが合意するかということでもありますが、私としてはそういう形でいいかなというふうに思っております。

会場は1会場としということに関しては、数字、先ほども出しましたが、全員これがこの人数が担当云々となると、多分多いのかなって思ったりもしますので、そこら辺は人数は今後決めていければいいのかなというふうには思っております。

その他、小単位で、これに関しては、この小単位というところがどういうものなのかっていうのが、ちょっ

とわかりづらいので、先ほど言われた委員会というもののなか、どういう形なのかというのをちょっと決めていきたいなというふうには思っています。ただ、やっぱり傍聴もそうですけれども、ある意味所沢とか、そっちのほうでもそうなんです、やっていくと大体同じ方が多くなっていくのかな、毎回来る方、たまに新しい方が来られたりということもあるので、これはやっていっている中でいいと思うんですけども、ある意味ターゲットを見つけてというんですかね、報告会なので実際ターゲットをどうするかというのがあるんですが、例えば中学生や高校生に対したりとか、どのぐらいの年齢に対したりとか、そういう何かターゲットを踏まえてあげることによって、今まで参加しようかなって思っていない人が来たりとか、そういうプラスアルファも出るのかなというふうには、ちょっと今この案を見て思ったんですけど、ちょっと抽象的で申しわけないんですが、そういうものがあつたほうが、ある意味市民の方に、せつかく議会としての報告をするに当たって、大勢の方にそういったものに参加していただきたいので、そういうターゲットをつかった形というのも、最終的にはできればいいかなというふうには思いました。とりあえず、ここに書かれていることに関しては、これで私はいいと思いますが、やはり今は2回ということですけど、先ほど言ったように何年後には毎定例会ごとにできればというふうには考えております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 私も、この3点には賛成なんですけれども、今お話いろいろ意見を聞いて思ったのは、2つ目の丸の22名の議員を11名ずつという、この割り振りを今人数が多いというお話もあつたかと思うんですけども、皆さんも所沢と多摩の報告会を見に行ったときに、結局市民の方から何か質問されると、お一人お一人の議員の方の意見を聞きたいですっていう質問になっちゃっていた場面が、いつも両方にありましたよね。そのときに、多摩のほうだと後ろに当日当番では、発表する当番ではない議員の方が後ろに控えていて、そちらまで意見を振っていたっていう場面を皆さん見られてたと思うんですけども、これは運用とか、やり方のルール決めのことになるとは思うんですけども、ただ市民の方から議会として意見を受け取ると、そういう意見を踏まえて検討していきますっていう回答しか、その場では議会としての方向性が何か決まっていれば、こちら側の意見をこういうふうに言えるんですけども、最終的には両方とも報告会で一人一人の何々議員さんの意見はどうなんだみたいな場面が、やっぱりあつたと思うので、そこら辺の運営のルールを決めた上で、全員がちゃんとそろっていたほうがいいってなつた場合は、何かしらの役割を持って22名が基本その場にいるというふうにしなればいけないと思いますし、そこら辺は細かい運用方法だと思うんですが、両方の視察させていただいたところでは、必ずその場面があつたので、そのこともちゃんと考慮して、どういう人員配置でやるかっていうのは、やっぱり決めていかないと、仕事の量できょうは5人だけでいいやっていうことは乱暴に決められないのかなと思っているのが1点。

あとは、小単位でのという話で言うと、議会が持っている単位って委員会か会派とかという形になってしまうので、先ほどの前段のテーマであつた委員会の内容を強化していくというのであれば、定例会の報告をした後、各委員会で例えば今所管事務調査でやっていることに対して、発表する時間があれば、それについての質問を受けるっていう形もとれると思ったりするので、小単位は私は多分委員会っていうのが現実的ではないかなと思います、今ある中では。

あと、関野さんが先ほどおっしゃつたターゲットを決めるというのは、ちょっと余りイメージができなくて、それを言うのであれば、例えば市長がやっているタウンミーティングもそうなんですけれども、仕事を持っていらっしゃる方は、例えば平日の昼間は集まりづらいだろうとか、そういった開催する場所とか、日程とか、

時間を工夫してやっていくっていうのが、やっぱりより多くの方に出てもらえるのかなっていうのと、あと1回やって形づくれたものがあれば、例えば学校などの要請があって、ゲストティーチャー的に議会というものを勉強したいというものがあれば、そこにもともとあったものを持っていくっていうことは可能だと思うんですけども、さっきおっしゃっていた中高生をターゲットにというのは、ちょっとあれなのかなと思いついていましたけど、そこは開催の工夫で呼びかけを行っていくっていうことがいいんじゃないのかなと思っています。ですので、この3点に対しては、私は賛成ですけども、もうちょっと細かい運用が決まらないと、全員が必ず場にいるとか、そういうものはちょっと決められないのかなと思っています。

○委員（関田正民君） 私も、この3つは賛成なんですが、関野さんのいうターゲットは、あくまでも議会報告会だから、新しい話題をつくるわけじゃないから、これはちょっと無理かなと。ただ考えでは、あくまでも運営方法を今和地さんが言うように、いろいろな議題じゃないことまで質問が来て、また個人的な発言までしちゃって、ちょっとこんがらがっちゃったことがありました。そういうことは気をつけなきゃいけないのかなと思うし、それから小単位——これは確かに委員会になれば給食センターの問題にしても、やっぱり市民が大勢興味を持っていることがあるわけですから、一番逆に言えば市民が知りたいこと、それこそいいタイミングで報告会ができるのかなと。だから、この小単位もいいんだけど、委員会っていうのをに入れておいたほうがいいのかなと、私もさっき床鍋さんが言っていたのは、そうなるが一番いいのかなと。やっぱり、市民が一番今の話題を聞きたいわけだから、また話題を質問したいわけだろうから、委員会もいいんじゃないかなと思いますね。

○委員長（中間建二君） 今御意見いただいておりますが、たたき台として提案している内容について、もう少し補足的に考え方を御説明させていただきますと、年2回、3月と9月の定例会についての報告会ということで、御提案している理由としては、所沢市議会の議会報告会を拝見をし、また実際に報告会を行っている議員さんの意見を聞くと、やはり現実的には年2回やるのが、もう精いっぱいだと、これはもう年4回やるためには、要は1回報告会をするためには、相当の議論と準備を重ねないと当然報告会に耐え得るものが準備ができないので、現実的には2回で精いっぱいというようなお話を伺いました。ですから、理想として当然4回ということも理解はできるんですけども、現実的に毎定例会ごとにやるのが物理的にできるかどうかということ冷静に考えると、まずは年2回ということ踏み出してはどうかということでございます。

それから、2点目の、1会場22名の議員で半分ずつが要は説明員、半分が運営役員ということは、和地委員がおっしゃったように、全員がその場にいるということですけども、これも所沢のように市の地域が広いところについては、また多摩についても議員を幾つかのグループに分けて報告会を開催しているということでございますけど、当市の場合は非常にコンパクトなまちでありまして、またあえて細かく分ける必要もないのかなと、1会場で、またある意味では、その場にいなければなかなかその場での具体的な質疑なり、やりとりなり、そのあたりの臨場感もその場にいないとなかなか理解できないところもありますので、やはり全員がその場にいるということで、ただ役割分担については明確に、22名が説明するわけには当然いきませんので、説明員と運営役員とは立て分けて、また年間通してすべての議員がかかわれる形をとったらどうかということなんです。

それから、3点目の小単位での意見交換会ということで、これは検討を重ねるといって提案させていただいておりますのは、私のイメージといたしますか、所沢と多摩で先進的に取り組んでいるところの議員さんのお話を伺うと、議会報告会は当然市民に対して、きちっと議会が果たしている役割を理解してもらうためには絶対必要だということ伺っておりますが、一方でそれこそ1カ月近くやっている議事を時間的にも1時間程

度でまとめて報告をするわけですね、それを2時間、3時間報告するわけにはいきませんので、せいぜい1時間程度にまとめて報告をする。それに対して、市民から質疑応答も受けるっていうことを考えると、議会報告会そのものがおおむね2時間程度、どんなに長くても3時間っていう形で考えますと、要はそこに参加された市民からすると、消化不良といいますか、議員のほうから一方的に説明は聞いたけれども、本来私たちが議員に聞きたいことが十分に聞けないというような意見、要望等もあるということも伺いましたので、そういうことを考えると、議会報告会は議会報告会できちっと議会として報告すべきことを報告をし、御意見や御質問等を受けるっていうことは当然ですけども、それ以外に議会として市民の声を受けとめる、あり方といいますか、場所というか、そういったものを議会報告会とは別に定期的開催することができるかどうか、そういうことを検討してはどうかということで、たたき台として出ささせていただきます、このあたりについては、たたき台で出すに当たって、正副委員長の間では具体的に、こういう形でやったらどうかということまで煮詰まりませんでしたので、何らかの形で検討を重ねるということでの御提案にとどまっているということで、御理解をいただきたいと思います。

今皆さんのほうから委員会単位でやってはどうかという御意見がありましたが、それも一つの方法だと思いますけれども、ただ委員会の場合は委員会としてやる場合には、やはりどうしても所管がありますので、所管外のテーマで自由に市民の意見を聞きましょうという形には、なかなか持っていけないかなと思いますので、委員会の所管の範囲の中で、例えば学校給食センターの問題であれば給食センターの問題を一つのテーマにして、意見交換をやるということは当然できると思うんですけども、幅広く委員会単位で何でも意見交換、自由にやりましょうという形の運営は、現実的にはなじまないのかなというふうに私としては考えているところでございます。

○委員（床鍋義博君） 確かに年2回が限界だっていうのは、これは前回中間報告会を開かせていただいたときに、結構準備大変だったんで、そうかなとは思っています。その合間、合間に例えば年2回の3月と9月の定例会後についての議会報告会をやりながら、それでなおかつ3番目の小単位での意見交換会といったものが、もしバランスよく配置されるのであれば、3月、9月の定例会、4回無理やりやるよりも、そういった位置づけを明確にすればいいのかなというふうには、今ちょっと思いました。

議会報告会に関しては、位置づけとしては議会で行ったことの報告会ですので、その中から市政に関して、多分いろんなことを市民の方から承るというふうに思うんですけども、実際問題としては、そこでは回答することのできるものが少なく、持ち帰るっていうことになると思いますが、そういったときに委員会単位、この小単位での意見交換会といったところに、そういうこともありますから、そちらのほうで今度願いますということにすると、意外と市民の方が何回も重ねていくことで、議会報告会は議会の報告を聞く。この意見交換会というのは、こっちからできるだけ意見を言えるんだと。それに関して、この委員会はこういう所管があるんだっていうのが、今は全然わからないですよ。でも、これ重ねていくことによって、この問題はこの委員会の意見交換会で言ったほうがいいんだっていうことで、そういう民度と言ったら失礼ですけども、市民の側の議会に対する認識が、どんどん高くなっていくっていうか、そこをやっていくには、僕は委員会単位でいいかなと思っています。

委員会等と先ほど言ったので、もちろん委員会は委員会としての意見交換会があるんですけども、それプラス市民一般のすべてオールオーケーですよみたいな、そういうようなことを承るような機会もあってもいいと思います。ですから、先ほどもし文言で入れるのであれば、委員会等っていうふうに入れてほしいなと思

たのは、そういったことです。基本となるのは、委員会がいいのかなと思ったのは、先ほど関野委員もおっしゃったように、ターゲットっていうんですか、ある程度論点を絞ってやれることも、例えば今回給食の問題もそうですし、廃プラの中間処理施設の問題、トピックになる結構大きい問題で議論が噴出するような問題があるのは、ある程度絞っていったほうが議論が深まるかなっていうふうに思いましたので、そういうある程度ターゲットを絞ることも重要なのかなっていうふうには感じておりますので、委員会単位等を、ここでもう一度入ったほうがいいのかというような意見です。

○委員（和地仁美君） これは、技術論になっちゃうのかもしれませんが、先ほど委員長がおっしゃっていた委員会で意見交換会をすると、幅広いテーマが聞ける場にはならないというお話があったと思うんですけども、議会報告会を3月と9月に開催して、そのほかに意見を聞く会っていうのに主眼を置いた会っていうのは、委員会報告会っていう形にして、全部の委員会がそろって所管事務調査や今テーマとなっていることを、前半はこう、先ほど床鍋さんがおっしゃったように、話題にターゲットというか、何かしらのテーマがないとわかってなっちゃうって、有効に時間を使えないっていうことを考えた場合は、厚生文教委員会の意見交換会ですよってやらないで、全部の委員会がそろってそれぞれのことを1時間ぐらいで、今重要なものっていうものをやった形で意見を聞くっていう形にすれば、私はいいのかも思っているんですね。何でかっていうと、小単位でって言って広く聞くっていうことを言った場合の単位って考えたときに、会派が市民とのミニ集会とかやっていたら、それと議会が主催するっていうのが何が違うんだらうっていうふうになってくるような気が私はしているので、やっぱりこの議会が主催しているっていうことになった場合は、議会のテーマごとで預かっている委員会っていうもので、テーマを全部がいるので、きょうは学校のことしか、教育のことしかだめですよっていうことではないんですけども、それに回答したり、議論はこうしているんですよという答えるのは、委員会単位でそろえていったほうが私はいいんじゃないかなも思っているんですね。

総務委員会があるので、総務委員会っていうところで、その他ほかのことっていったら、多分そこになるっていう形になるって思うので、ほかの単位がちょっと私の中ではイメージがつかないんですけども、逆に委員長の中で委員会以外に小単位というのは、例えばどんなイメージを持たれているんですかね。

○委員長（中間建二君） ですから、具体的には議会報告会そのものを4グループに分けて、3グループに分けてやっているわけですよ、実際やっているところは。ですから、それはきちっと会派人数に応じて、また全議員が一つのグループに入れるような割り振りは十分にできるわけですから、あくまでも議会報告会なり、もしくは市民からの意見を聞く場としての会合なりを主催するに当たって、どういう構成で、どういう単位でやるのかっていうことについては、当然全体の合意は必要ですけども、必ずしも委員会としてやる場合には、委員会っていうのは明確に所管が決まっているわけですから、所管外のところに入るわけにはいかないの、そこをはっきり委員会がそういうことをやるということについては、委員会が所管している範疇の中で委員会の判断として、そういうことを行うっていうことは当然あるかと思えますけども、ここで言っている話は、どちらかという床鍋さんが先ほど言われたように、議会報告会で補足できない部分のところについては、例えば小単位でそういう場を設けるっていうことも一つの方法ではないかということの、そういうことを検討してはどうかということの問題提起というか、課題設定でありますので、そういう意味で理解をしていただいて、小単位というのは、ですから必ずしもこうっていうことはなくて、それは具体的にやると決めた場合には、代表者会議等で議会人事をやるのと同じような形で、グループの数と構成員について、それぞれ皆さんで共通認識を

持ってやっていくということになるかと思います。やっているところは、そういうふうに行っているということですね。

○委員（御殿谷一彦君） 皆さん、それぞれこの3つの一応案があった中で、初めの2つに関しては、ほぼ皆さん同意を得ているんだと思うんで、これをまずとにかく始めたいなというふうに思っております。その中で、やはり前回、私たちが開かれたあり方の検討委員会の中間報告会やったときも、結構勉強ができたんだと思うんですね。経験を、大したっていうか、小さな1回だけでしたけども、その中で経験を積んで、議会から、委員会から意見を出すときに、あの中でまとめていくには、どうしたらいいか、それぞれの個人の議員さんの意見じゃなくて、議会としてどう思っていくか。また、市民からは、またいろんな意見が出てくるわけですけども、それに対して、どう対応すべきかということもちょっと端々が見えたと思います。

それから、この前所沢とか多摩とか行ったときも、所沢市に行ったときには、いみじくも航空機がどうのこうのっていう話が、そっちのほうで盛り上がっちゃったわけですけども、今後も例えば議会報告会をやったときにも、予算のいろんな報告をした中で、もしかして何かの話題について話になっちゃう可能性もあるという、こういうことはやはりまずはやってみて、その経験を積み重ねて、こうすべきだということを皆さんで同意を得て進めていくっていうことが、すごく大事なのでやっていきたい。

それから、3番目の小単位のところに関しましては、まずは議会報告会のほうをまず年2回やらせていただいて、行く行くっていうか、小単位のほうやっていくのはとすごく大事だと僕も思うのは、要は大きな中でやると、さっきも話がありましたけども、市民のほうからも上がって、全部が全部皆さんが話せるわけじゃないし、申しわけないけど、ちょっとまた5分で済ませてくださっていう話になっちゃうんで、そうじゃなくて小単位でやることによって、互いに本当に議会としてはこうだ、市民としてはこうだという意見が極端な話、5人ぐらいでやるときの会合と、100人でやるときの会合では全然内容が違ってくるっていう考え方で、要は小単位っていうのは5人でやるというわけじゃないんですけども、そういう意味でも小さな単位でやるっていうのは、ある意味意見を深めるためには、すごく必要なことなので、これはこれで一つトライをしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

でも、まずは3月、9月の議会報告会、これをまずやってみて、その中でそれを踏まえて次の段階として、小単位の意見交換会っていうのも、その中で含めていく、次にやっていくということをするべきじゃないか。順番としては、まずは3月、9月を、まず第1番目の優先順位としてやっていこうというふうにちょっと思っております、まずそこから。次の段階で小単位をターゲットとしていくということを考えて、両方並列でいいんですけども、3月、9月がなくなって小単位が行くということじゃなくて、それを並列してやっていくということですけども、並列しながらも同時に進めることはできませんから、まずは最初に3月、9月をやった。その上で、3月、9月をやりながら、小単位ができればいいんじゃないかなというふうにも思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 1つは、基本的に私はこの案に賛成です。

年2回のところですけども、3月と9月の定例会の翌月をめぐってというのは、6月、12月議会についても、例えば一覧表で詳しい報告はできないにしても、一覧表で資料として、その報告会に出すというようなこともあり得ると思うので、4月にやる議会報告会は3月議会だけではなくて、12月のものも資料としては出されるということにしてもいいんじゃないかなと思うので、定例会についてというふうにしなくて、定例会の翌

月をめどに議会報告会を開催するっていうふうにしてはどうかというのが1つ。

それから、小単位での意見交換会については、まず今御殿谷委員も言われたように、まず議会報告会を進める中で議論を重ねるっていうことだと思うんですよ。現時点で、ああがいい、こうがいいって言っても、ちょっとまだ早過ぎるのかなと、まずやると、その上でやりながら検討を重ねるといいんじゃないかと思います。

○委員（関田正民君） 今利一さんが言われたんですが、3月、9月というのは、あるいは12月でもやっているわけだから、決まったことにもし質問があれば答えられるわけですから、あえて入れると逆に大変なのかなと。決まったことは報告できるわけですから、逆に入れてくると質問がそれこそあっちこっちになっちゃって、大変だと思うんですよ。だから、その辺は別に入れる必要がないと思うんですね。もうこれでまとめたらどうですか。

○委員（関野杜成君） ちょっと一番初めに話したのと内容が変わるかもしれませんが、ちょっと欲張り過ぎたのかなと私、皆さんの意見を聞いていて思いました。

確かに、3月、9月というところで、今尾崎さんが言われて、関田さんも言われていましたけど、前のものを逆に入れてしまうと、こっちもあっちもなくなってしまふ、なれていけばいいかなっていうふうになりますが、まず一番初めは6月なら6月のもの、9月なら9月のものっていう形で行ったほうがいいのかなと。先ほど、2番目の22名っていうの、これはこれでいいんですけど、先ほど委員長のほうから聞いた小単位っていうものと、ちょっと御殿谷さんが言われていた小単位っていうのが、ちょっと違うのかなというふうには私思ってしまったんですけども、ある意味小単位って委員長が言われているのは、1カ所じゃなくて、所沢とか、ああいうところみたいに分けてという意味合いだったのかなと。ただ、先ほど委員長も言われましたし、東大和はそんなに広いまちではないので、ある意味ここで言う小単位といった何カ所かに分けてというのは行わず、それこそ委員会という形での小単位っていう部分の書き方で私はいいのかなというふうには感じました。

この委員会に対しては、まずは3月と9月の定例会の報告会というのを行って、そこからなれてきたら委員会ごとというような形でやるべきだと。全部の委員会がまとまってやるとなると、あっちもこっちも同じようになりますので、ある意味一つの委員会ごとの報告会、やるのであればそういうやり方のほうがいいのかというふうには思いました。

一つ、これ担当ってどこになるんですかね、こういうのをやりましょうというようなことになったときに、多分もっと細かく取り決めだっしていかなきゃいけないと思いますし、それを話し合いをそのとき、そのときでしていくと思うんですけど、そうなった場合、これは担当は委員会はどこになるのかなというのが。

○委員長（中間建二君） どういう組織を設けるかっていうことについては、当然あるかと思いますが、基本的には議会報告会の場合は、当然議長を中心にやっていくということになりますので、具体的な方法等については、議長を中心に代表者会議で結論を得て手順を踏んでやっていくということになるかと思いますが、ただやり方としては、代表者会議以外の報告会の検討会なり、実行委員会なり、そういうようなものを設けてやる場合も議会によってはあるかと思いますが、必ずしもどこでということにこだわることはないのかなと。ただ、やはり議会報告会の場合は、あくまでも議長の責任のもとに開催をしていくということには、当然なろうかと思えます。

ですから、今関野委員がおっしゃった点で、要は私は再三申し上げているのは委員会でやる場合は所管があるので、委員会の範疇でしかできないということ、繰り返し申し上げておりますので、その範疇の中で、そ

れでやるということも一つはもちろん考えられるとは思いますが、

○委員（尾崎利一君） 先ほど、関田委員も言われましたけれども、委員会でやるべきだという意見出たわけですが、そこについては、まだ一致を見ない、見てないと思うんですね。僕も、この意見交換会について、必ずしも委員会でやるべきかどうかというふうには考えません。それで、現時点では、まず2回を始めると。それから、ここに書いてあるのは、その他、小単位での市民との意見交換会などについてもということですから、要するに議会報告会以外の手法についても、それが委員会になるのか、小単位になるのか含めてやる中で検討を重ねていくという方向性ですので、そこについては一致できると思うので、そういうまとめで私は進めるべきではないのかなと。ここで、どうしても委員会じゃないとダメなのかどうかという議論まで踏み込む必要はないんじゃないかと思います。

○委員（中村庄一郎君） 今尾崎委員の言われたとおりで、私もまずはこういうことを試みってみるということの一致で進めてもらったらどうかということなんです。私は、そう思います。

実は、先ほどから言われている小単位での部分、この件については正副でもいろんな話をしたんですけども、最初タウンミーティングなんていう話も出たんですよ。だけど、私としてはタウンミーティング形式というのは、ちょっとデメリットが多過ぎるかなという意味で、あと実はこの小単位ということ自体も、実は小単位でやった場合に、どこまで責任が持てるのかなというところもあったりして、非常にこれはある程度の規制というか、そういうものはしっかりと会議を開く際のいろいろ決まり事をちゃんとつけていかないと難しいのかなと思っているわけなんです。

あとは、委員会については、先ほど来和地委員も言われましたけれども、やっぱり今回委員会の強化ということで、そういうものがある程度して、それからで私はいいいのかなと思うんですね。というのは、委員会単位で開きますと、専門分野でいろんな方が来られると思うんですね。そのときに、あのかのときの陳情がこうであって、ああでってということにもなりかねないので、いろんな展開を考えたときに、一人一人の発言云々という部分のことも、よっぽどよく精査して、そういうところの部分のことは進めていかないと難しいのかなというふうに思っております。あくまで報告会で、いろんな方に知っていただきたいというのが、まず第一だと思うんですけども、なかなかタウンミーティングをしても何をしても、大体一定の人、決まった人が来て、決まった質問をすることのほうが多いんですね。だから、そういう部分では逆に委員会の報告なんかも必要性もあるのかなということは思うわけなんですけども、ですからそのところ、そういうところを慎重性を少し考えていくには、とりあえず今回は1番上の黒いポチと2番目のポチですか、それはちょっとニーズ的なものとか、先ほども言いましたように、いろんな形式的なやり方については、また後日皆さんの中で慎重に検討していただくということで、報告会を開くというふうな方向で、ここでは取りまとめていただいたらどうなのかなというふうに思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、おおむね皆様から御意見をちょうだいいたしまして、議会報告会の開催につきましては、年2回、3月と9月の定例会について、翌月に開催をしていくということで一致を見たというふうに思います。

また、開催方法につきましては、御提案させていただいているとおり、基本的には1会場で22名の議員が交互に担当、役割分担を担いながら行っていくということで、この2点について一致を見たというふうに理解をいたします。

また、3点目の小単位での意見交換会などについての検討については、まさにこの文字どおりということで、今後議会報告会の開催を実施をしながら、その必要性、また是非についても改めて検討していくということで、取りまとめをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、そのように取りまとめをさせていただきます。

では、引き続きまして、イの市政モニター制度の検討に入らせていただきます。

1巡目の議論のときには、市民から市政モニターを選出し、公平中立的な立場で議会を監視し評価してもらうことを制度化することの是非について、協議を継続するということとどまっております。1巡目の議論では、なかなか正副で具体的な案を出せるところまでの議論にはなっておりませんので、引き続き具体案につきまして、議論を継続するというところで提案をさせていただいております。

御意見等があります方は御発言をお願いいたします。

○委員（関田正民君） 私は、これはまだ必要ないと思うんですね。というのは、また議会報告会というのがありますので、そこで大勢のさまざまな意見が出ると思うんですよ。結局それが市政モニターも兼ねることになるのかなど。また、逆に言えば本当に生の声を聞いて、偏った表現にはならないし、ごく自然だと思うので、私はこれはまだ時期早いのかなど、そういうふうに思います。

○委員（御殿谷一彦君） この市政モニターというのは、幾つかの市での話もちよっとあって、この市政モニターをしていただくっていうのは、要は例えば議会報告会するにしても、ミニにしても、大きいのにしても、要は出てくる人が出てくる、言いたい人が一定来るっていうのが大体現状だと思うんですね。この市政モニター制度は、市政モニターをしてくださいっていうか、応募制じゃなくて、こちらから選んでっていうか、ランダムですけども、ランダムに選んで、その中でモニターをやっただけませんかという形でやっただく形をとりたくて私としては思っているんですけども、そうすることによって、普通だったら、おれは別に市議会なんか見に行かないよ、別にいいよっていう人が意見を出してくれる、要はふだん意見を言わない人たちの意見が聞ける、表に出てこない人たちの意見が聞けるということで、これはそういう意味で進めていきたいなっていうふうに、ぜひとも思います。

そんなに大々的にやる、ほかのところがやっているのを見ても、そんなに大きな単位でやるんじゃなくて、本当に割とその中でたしかそんなに何百という数字にはいってなかったと思うんですけども、10人とか、数十人レベルのアンケートになってくるんだと思うんですけども、そういう人たちの意見も今まで市が拾えなかった、私たちがなかなかメジャーで聞くことができなかった人たちの声を拾ってくるっていうことで、この市政モニターをぜひとも私たちの議会の動きを、あなたたちはどう思いますかということで、ぜひとも聞いていきたいなというふうに思っておりますけども、どうでしょうか。

○委員（関田正民君） これは、やっぱり私は必要ないという立場なんです。なぜかといったら、この前のアンケートをとったときも、議員報酬を減らせとか、いろんなさまざまな意見が出てきますよね。この市政モニターをやった場合、そういう人の意見は本当に尊重しなきゃいけないことなんですよね。だから、これは本当にひとつ怖いことなんです。品物を開発しようっていうんで、提案くださいというのと、これわけが違うんですよね。公平中立的な意見というのは、なかなか人選が難しいし、これはまた私たちが行動していることで市民によって選挙があるわけですから、審判受けるわけですから、商品の開発と違って市政モニターっていうのは、私は要らないのかなど。本当に難しいですよ、これやったら本当に私たちが言っているのに、ちっとも

参考になってないじゃないかと、そう言われた場合、返す言葉はないと思うんですね。だから、あなた方が選んだんだろうというふうになっちゃう。だから、やっぱりこれは格好じゃなくて、言葉じゃなくて、私はまだ危険なのかな、言い方は悪いんだけど、そういうふうに思います。

○委員（床鍋義博君） 市政モニターの制度で、これは報酬っていうか、有償でやるのか、無償でやるのかについて、ちょっとまた来る人、来ない人が変わってくると思うんですね。ふだんから市政に対して興味がある人は、恐らくこの市政モニターで来たときには、多分無償でも来られて見て、それに対して積極的な行動してくれるのかなと。逆に、無償であって余りふだんから市政に対して興味のない人は、多分これ断ると思うんですね。そうすると、もうそこでフィルターかかってしまうのかなってというのが一つあります。

そこで、この市政モニターの役割なんですけれども、基本的に多くの市民の人たちの意見、ふだん御殿谷委員がおっしゃったことと言うと、例えばふだん議会に対して余り興味のない人に、強制的に言ったらおかしいですけど、半強制的に来てくださいというからには、これ有償でないと来るインセンティブにならないのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

○委員（御殿谷一彦君） 金額とか、いろんなやり方ってあると思います。少なくとも、ボランティアじゃない形ではやる必要があるんじゃないかと思えます、それなりに。

○委員（床鍋義博君） 人数に今度はよるんですけども、20名、30名とかっていう方になると、それなりに金額が発生すると。それに、金額に発生する費用対効果ですけども、それに対して、どれぐらいそれが市政に意見が反映されるのかな、市政じゃない市議会に対して、発生するのかなというところは、実際これから今前段で議論された議会報告会、もしくはその後で小単位による意見交換会なども含めて実施したときに、その効果と、この市政モニターを入れた場合の効果で、どれくらい違いがあるというふうに思われますか。

恐らく、多分難しいと思うんですね。両方ともやってみて、比較の段階だと思うんですね。そこで、第1弾として、まずお金がかからないと言ったらおかしいですけど、予算がかからない方法でできるのであれば、報告会と意見交換会をやってみて、そこですごく具体的な意見が出て、それがすごく市議会、それを通して市政に反映するのであれば、ある意味必要ないのかなと、市議会への関心度が高まって、報告会に対して、すごく有効だったと。もし、それがなくて、次の段階どうしようといったときに、また議論したほうがいいのかというふうには今は思っております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） これは正副の中でも私も言いましたけれども、まだ時期尚早ということで私は話をさせていただきました。先ほど来、何人かの委員からお話がありましたように、やっぱり議会の公開ということで報告会、こういうことを進めていきながら、いろんな意見も吸い上げられるのかなという部分が、まず1点。

それから、もう1点は先ほど関田委員も言いましたけど、公平中立的な立場であることが、いかに大切かということが、まず一つですね。というのは、まずもう前例がございまして、ここの委員会でもアンケート調査等々をされましたよね。アンケート調査したときに、アンケート調査の内容を皆さんに、この委員会の委員にはすべて知っておくべきじゃないかということ自体も、実際には知らせるか、知らせないか、名前がわかっちゃうとか、名前がわかっちゃいけないとかって、そういう議論をこの中でしたわけですよ。そういうあり方委員会の中でも、いろんな疑問を投げかけてあること自体がたくさんある中で、こういうふうなところでモニター制度なんていうのは、私はもうまるっきり時期尚早でないかと思うわけです。だって、実際にアンケートの内容まで我々委員には知らせないという部分もあったわけでしょう。知らせるなら、どうしようかと

いう話になったわけですね。それには、やはりその中で公正、公平、中立だったのかという話になると、私はそこの中には疑問があるなと思いますよ。だって、我々が調べたアンケート調査なのに、その中のアンケートの内容さえ知らせられないということがあったのは、これは現実です。どうしようかと、守秘義務だと、こんなことはもう議員の最たるもので、もう思っていて当たり前で、その内容の中でそういう経緯があった中では、いかんせんモニターということの公平、中立の部分では私は反対であります。

○委員（関田正民君） ですから、こうすればいいんですよ。報告会のときに、その他の欄を設けて、議会に対して、また議員に対して、何か御意見がありますかと、そこで参考に聞けば私はそれでいいと思う。やっぱりということは、一生懸命やっている人が来るわけですから、それこそ本当の生の声が聞けると思うんですよ。逆に、そういうことにしたらどうですか。

○委員長（中間建二君） ほかにございますか。

それでは、市政モニター制度の制度化することの是非について、協議を継続ということで2巡目に先送りをいたしました。今のところモニター制度の導入については一致を見ませんので、議論としては一致を見なかったということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） では、そのように取りまとめをさせていただきます。

引き続きまして、エの議場の一般開放につきまして、入らせていただきたいと思います。

1巡目の議論のときには、学校教育や市民コンサートなどで議場を活用してもらってはどうかとの提案がありました。しかし、一方で議会活動が制約されることも考えられるということから、具体性、実現性を含めて協議を継続ということで、引き続き調査を継続するということになっております。

正副委員長の御提案としては、議場を使用する、議場の使用を希望する団体があった場合に、議会運営委員会で検討し対応するということであって、現状議会の側から積極的に開放していくというところまでは至らないんじゃないかというのが、正副委員長のたたき台としての御提案でございます。

この点につきまして、御意見がある方は御発言をお願いいたします。

○委員（関田正民君） 今私、委員長が言ったことでいいと思います。この議場の一般開放というのは消しておいて、議場を使いたいと来たら、そのときに具体的に内容を検討して許可をすとか、しないとか、それで私はいいと思いますよ。やっぱり、基本的には貸し出しはしないということが私は基本かなと、そういうふうに思います。

○委員（床鍋義博君） もともと、この議場の一般開放ということの目的に関しては、議会が開かれたってということと、あとは議場に来やすくするっていう意味合いがあると思うんですね。それに関しては、今までどおりだと、例えば議場ってもともと借りられないものだからという意識があるので、そういったことはそうではないよということは、どこかのところでタイミングで言う必要があるのかなとは思いますが。その具体的に使用を希望する団体があったときに、議会運営委員会というものは全然問題ないと思うんですけども、より議会のほうに親しみを持ってもらうということに関しては、今までそういうことを周知してこなかったということで、周知は必要かなというふうには思っています。

以上です。

○委員長（中間建二君） 今の周知が必要だっていうのは、どういう意味でしょうか。ちょっと、もう一度。

○委員（床鍋義博君） ここに書かれている議場の使用希望する団体があったときに、議場が借りられる可能性

があるっていうことを、市民の方が知らないと思うんですよ。それを、だから議会の広報でもいいですし、どこかホームページに書くでもいいですし、そういったことを知らせるということが必要ではないかなと思います。

○委員（和地仁美君） 随分もう前の話になるので、1巡目のときに、この議論が出たのって多分傍聴とか、来られるのに気軽に議場に足を運んでほしいということで、ほかの市議会でも初日の最初にちょっとしたミニコンサートをやることで、それを聞きに来るがてら議会も傍聴するっていうような話の議論があったような覚えがあるんですけども、私は結論から言うと、この正副の委員長の取りまとめに基本賛成なんです。っていうのは、やはりうちの議場の規模やいろいろ考えると、限度があるというイメージがありますし、子ども議会みたいなのが1巡目に話が出たと思うんですけども、本当に議論をする場として、そこを使うというのであれば、それはいいと思うんですけども、コンサートみたいなことをやるときに、ちょっと難しいかなと思うんですけども、先ほど床鍋委員がおっしゃっていた使えることを知らなければ、手を挙げる団体もないんじゃないかっていう話があったと思うんですけど、それは全くそうなんですけれども、今回はこの意見で取りまとめて、もう今後そうやって、もうちょっと開かれた議会にしていくというのであれば、議会側が企画した初日の前に何かしらをやって、そういうのをこちらでまずいろいろ企画したのを見ることで、市民の人もああいうことだったら使わせてもらえるのかなみたいな形が広まっていくっていうのが、私は何かいいのかなっていうのは、先ほど言った運営上に支障を来しては元も子もないのかなって思いますので、そこまで細かいことは書く必要はないかと思えますけれども、使えますよということを告知するとしても、そこに制限がいつぱいかかってきちゃっては難しいかなと。であれば、議会側が企画した何かしらを最初は手始めにやるっていうほうが現実的なかな。やる、やらないも含めてですけども、あの規模からすると結構制限はあると思います。

○委員長（中間建二君） ここで、正副で提案している内容としては、一般開放はできますよっていう意味ではないんですね。あくまでも、議会が必要に応じていつでも開催をしなければいけないわけですから、仮に何月何日どここの団体が使うっていうことを決めちゃった場合には、少なくともその日、その時間には開催できないわけですから、そこまで「どうぞ議場を市民の方使ってください」っていうことを、正副で御提案をしているわけではなくて、現実そういう議会として、いつでも開催しなきゃいけないっていう大前提がありながら、それでも例えば過去に子ども議会等開催されたようなことだとか、それから先ほど和地委員がおっしゃったように、議会によっては議場コンサート、議会の開会前に議場コンサートをやる例もありますので、そういったものが具体的に要望としてあった場合に、本当に貸し出しができるのかどうかを、改めて議会運営委員会で検討するっていうことであって、積極的に一般開放ができますから、どうぞ応募してくださいっていうことを告知するという意味での、ここでの御提案ではないということ、御理解いただきたいと思うんですが。

○委員（御殿谷一彦君） 委員長、副委員長の御提案で賛成なんですけども、私もそんなに長い間、議員やっているわけじゃないんですけども、議会始めたときに初日からどたばたしたっていうのも、私もちょっと経験があるんで、そういう中で例えば初日に何かを持ってくるとかっていうことも非常に難しい。要は、今は本当に割と順調に議会って進めさせていただいていますが、いろんなパターンが今後もあると思うので、やはりあの場所はそれなりに常に使えるような、ほかの邪魔っていう言い方はよくないけども、ほかのことが入らないように、あの場所はしっかり管理しておく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） それでは、さまざま御意見をいただきましたけれども、現状は直ちに一般開放を進めていくということではなくて、ここで御提案させていただいているような、具体的に議場の使用を希望する団体があった場合に、改めて議会運営委員会で検討し対応するというので、取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、そのように取りまとめをさせていただきたいと思います。

それでは、2巡目のたたき台として御提案をさせていただきましたところにつきましては、一通り議論が終了をいたしました。本来であれば、この2巡目の議論に入る段階でおおむねの検討スケジュールを御提案させていただきましたが、本来はきょう終了するところは11月中に終了をし、12月には議会基本条例、また全体の論点整理を行うということで進めてまいりましたけれども、ここまでは至りませんので、この議会基本条例、また全体の論点整理については、1月以降の議論とさせていただきたいと思います。

○委員長（中間建二君） 引き続きまして、所沢市議会の議会改革の取り組みに関する視察について、御協議をいただきたいと思います。

視察の実施につきましては、前回の委員会で決定をいたしましたので、先方の日程を確認をいたしまして、視察日につきましては、来年1月10日木曜日の午前ということで、皆様には既にお伝えしたところであります。日程等につきましては、別紙の資料に基づきまして、事務局から報告をいたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、本日お手元に配付させていただきました資料をごらんいただきたいと思います。御説明させていただきます。

議会のあり方に関する調査特別委員会視察について。

- 1、視察日時でございます。平成25年1月10日木曜日、午前9時30分から午前11時30分まで。
- 2、視察先でございます。所沢市議会。
- 3、集合、出発でございます。午前8時50分に市役所本庁舎の北側を出発したいと思います。
- 4、視察事項でございます。議会改革の取り組みについて。
- 5、説明者でございます。所沢市議会議会運営委員会委員長、西沢一郎氏ほかでございます。
- 6、交通手段でございますが、庁用小型バスを利用したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

今の説明の内容について、何か御質問等があれば御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、議員派遣について、お諮りをいたします。

会議規則第96条の規定により、お手元に御配付のとおり、議長に対して議員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） 次に、専門的知見の活用について、御協議をいただきたいと思います。

前回の委員会におきまして、講師には竹下譲氏をお迎えすることとし、日程は2月14日木曜日の午後を候補として先方と調整することを決定いたしました。その後、竹下先生からは2月14日の午後でよろしいとお返事をいただいております。開催の形式といたしましては、委員会の主催として、従来議員研修会で行っているように、全員協議会室を使用して委員だけではなくて、全議員に出席をしていただいで開催をしたらどうかと考えております。この点につきまして、皆様に御意見をいただきたいと思ひます。

また、竹下先生には事前に、これまでの当委員会におきましての議論の経過等の資料をお送りをし、あらかじめごらんをいただいた上でお話をさせていただきたいと考えておりますけれども、当日特にこの点について、竹下先生からお話をお聞きしたいというような御希望等がありましたら、事前にお伝えすることも可能でありますので、あわせて御発言をいただければと思ひます。

○委員（関野杜成君） それいつまでにみたいな形で出せるようなことは可能ですかね、今というわけではなく。

○委員長（中間建二君） 2月14日でございます、この終了後にまた協議したいと思ひますが、1月、2月の特別委員会の委員会の開催そのものについての日程も協議したいと思ひますので、1月の委員会の中で、またそれまでにということの御希望がありましたら、そのような対応もできればと思ひます。

○委員（関野杜成君） 時間的な問題もあると思ひますので、ある程度余裕を持った日にちで、正直今と言われても多分後々思い浮かぶこともあると思ひますので、いつまでにというような形での提案にいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、今御意見いただきましたので、竹下先生に事前にお話をお伺いしたい内容等につきまして、御意見がありましたら、後日日程を締め切り日を設けさせていただきますので、その締め切り日までに事務局のほうへ御意見をいただければと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、専門的知見の活用につきましては、ただいま御協議いただきましたとおりに行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、そのほかに何か決定すべき内容が出ましたら、後日の委員会で御協議をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって平成24年第15回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午前11時48分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二